

＼新婚世帯を対象に家賃等を支援します／

対象世帯については、「対象世帯確認シート」にてご確認をお願いします。

1世帯あたり

夫婦ともに39歳以下の世帯

30 万円

夫婦ともに29歳以下の世帯

60 万円

【申請期間】

令和7年2月28日（金）まで

※宮古島市役所 総合庁舎1階 地域振興課へ申請書類をご持参ください。

補助対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った次の①から④の費用

※契約書や領収書等、支払い内容を確認できる書類のコピーを提出できるものに限ります。

① 住宅取得に係る費用のうち、建物の購入費用

② 住宅賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※婚姻後に生じた費用が対象となります。

③ リフォーム費用のうち、物件の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、家電購入及び設置に係る費用は対象外です。

④ 引越し費用のうち、引越し業者又は運送業者への支払いに係る費用

事業の流れ

STEP 1

交付申請
(各世帯→市)

STEP 2

交付決定
(市→各世帯)

STEP 3

実績報告・請求
(各世帯→市)

STEP 4

額の確定・振込
(市→各世帯)

- ・令和7年2月28日までに申請。
- ・交付申請書、住民票、戸籍謄本、所得証明書、賃貸借契約等、その他必要書類の提出が必要になります。

- ・令和7年3月31日までに報告。
- ・報告書兼請求書、家賃等の支払が確認できる領収書等、アンケート、その他必要書類の提出が必要になります。

※手続きに必要な各種様式については、「宮古島市ホームページから印刷」又は「地域振興課にて受け取り」をお願いします。

※詳しい事業内容についても、ホームページにてご確認ください。

※予算の上限に達した場合には、受付を締め切る可能性があります。予めご了承ください。

申請先・問い合わせ先：〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 市民生活部 地域振興課 地域振興係（宮古島市役所総合庁舎1階）

受付時間：8:30～12:00、13:00～17:15（土・日・祝日を除く）

【電話】0980-73-4905 【FAX】0980-73-1987

令和6年度宮古島市結婚新生活支援事業補助金 対象世帯確認シート

新婚世帯

- 令和6年1月1日から令和7年2月28日までの間に婚姻届が受理され、夫婦共に、婚姻日時点の年齢が39歳以下である。(40歳誕生日の2日前までに受理されていること。29歳の場合も同様。) ***宮古島市以外の自治体における受理も含む。**
- 令和5年度に補助金交付決定を受けた夫婦で、上限額を受け取っていない夫婦である。

はい

特例新婚世帯

令和5年3月1日から令和5年12月31日までの間に婚姻届が受理され、夫婦共に、婚姻日時点の年齢が39歳以下である。
(40歳誕生日の2日前までに受理されていること。29歳の場合も同様。)

いいえ

いいえ

はい

申請日時点において、夫婦の双方又は一方が宮古島市民である。申請時に住民票の住所が申請に係る物件の所在地と一致している。

いいえ

はい

新婚世帯

市町村が発行する令和6年度の所得証明書(令和5年の所得が分かるもの)をもとに計算した夫婦の合計所得が500万円未満である。

(奨学金の返還を行っている場合は、令和5年1月から令和5年12月までの返還額を控除する。)

いいえ
※対象外へ

特例新婚世帯

市町村が発行する令和5年度の所得証明書(令和4年の所得が分かるもの)をもとに計算した夫婦の合計所得が500万円未満である。
(奨学金の返還を行っている場合は、令和4年1月から令和4年12月までの返還額を控除する。)

いいえ

はい

いいえ

はい

◎「所得」とは？ いわゆる「年収」ではありません

- 自営業の方は、売上金額(収入)から必要経費を差し引いた額が所得となります。
- 会社勤めの方は、給与の総支給額(収入)から、給与所得控除額を差し引いた額が所得となります。

※正確には夫婦それぞれの所得証明書(市税務課にて発行)の「総所得金額等」の欄に記載されている金額を合計してください。他市町村からお引っ越しの場合は、その市町村から取り寄せる必要がある場合もあります。

- 夫婦共に、過去に国の結婚新生活支援事業に基づく補助を受けたことがない。
- 夫婦共に、生活保護を受けていない。
- 夫婦共に、市税等、宮古島市に納めるべき費用について、滞納がない。
- 夫婦共に、宮古島市に継続して居住する意思がある。
- 夫婦共に、暴力団員でない。
- 夫婦共に、アンケート及び3年間の世帯状況調査に協力できる。

いいえ

はい

要件に該当する可能性があります。手続きについてご相談ください。

新婚世帯

- 令和6年1月1日から
令和7年2月28日までに婚姻した世帯
- 夫婦共に29歳以下の世帯 60万円
 - それ以外の世帯 30万円

特例新婚世帯（令和6年度のみ実施）

- 令和5年3月1日から
令和5年12月31日までに婚姻した世帯
- 夫婦共に29歳以下の世帯 30万円
 - それ以外の世帯 15万円

対象外